

## コラム

## 『日本目録規則2018年版』刊行に寄せて

このえつこ  
河野江津子

(メディアセンター本部課長)

『日本目録規則2018年版』（以下「NCR2018」とする）の冊子版<sup>1)</sup>が2018年12月に刊行、PDF版<sup>2)</sup>が2019年1月に公開された。2010年に日本図書館協会目録委員会が改訂の方針を表明して準備を開始、2013年からは国立国会図書館収集書誌部と連携して検討を進め、およそ8年を経ての刊行となった。前任者の後を継いで2011年から目録委員となり作業に参加してきた身として、感無量である。

NCR2018の策定の経緯や特徴については、この場で紹介するには長くなりすぎるため、詳しくは冒頭の「目録委員会報告」「序説」「総説」をご覧ください。ここではこの刊行が慶應の目録レコードを作成する現場からの目線でどのような意味があるかを確認したい。

まずは、国際的に広く用いられているRDA (Resource Description and Access) との相互運用性を謳っていることである。慶應では、2017年4月より洋書のためにRDA、和書のために英米目録規則改訂2版（以下「AACR2」とする）と2つの規則を併用していた。このため、MARC21という同じフォーマットで記述しているとはいえ、RDA用に新設されたフィールドや転記ルールの違いもあり、使い分けが必要であった。NCR2018の刊行により、和書にも洋書と同じRDAを適用しつつ、日本の出版慣行に左右される部分についてはNCR2018を参照して判断できるようになり、やっと同じ思想に基づいた規則で扱うことができるようになった。

次に、上でも触れたが、情報源に基づくエレメントの記録は転記が原則となり、ユーザから見てより資料の内容をイメージしやすくなった。責任表示が多い場合に省略する等のカード目録由来の独特のルールがなくなり、情報源にあるがままに記録することによって、ユーザに届く情報量やアクセス・ポイントも拡大することになる。その分、目録作成者の負担が増えることにはなるが、「なぜ自分の名前で検索できないのか」という共著者からの問い合わせに、「4人以上だと2人目以降は採用しない」というマイナス指向のルールを説明しなくても済むのだ。

その他、FRBR等の概念モデルに従って実体の関連を表せる、著作の典拠コントロールを可能とする等の新たな側面もあるが、実はNCR2018の本義と

も言うべきこれらの特徴については、慶應ではまだ取り入れる予定はない。実現できれば、求めるものを発見・識別・選択・入手するための情報世界が広がるが、レコード間の関連リンクは図書館システムやディスカバリ・サービスの仕組みや機能に依るところも大きく、現状では従来の体現形と著者典拠レコード間のリンク形成に留まっている。また、著作の典拠コントロールなどは一大学が単独で行えるものではなく、国立国会図書館やMARCデータの提供ベンダーなど、国内全体をサービス範囲とする機関が主導して検討し、統制していくべきものであろう。現在は、こういった機関での適用細則や著作の扱いが徐々に検討されているところで、その提言を待ちたいと思う。

しかし、長い時間をかけて編集作業を進める間に、IFLA-LRMという新たな概念モデルも発表され、RDAもそれを反映したベータ版が構築されている。刊行成ったばかりのNCR2018だが、早速この先の変化への対応が求められている。理想的なのはRDAと同様にWebベースのインターフェースを用意して適宜更新していくことであろうが、目録委員のボランティアで行われている現在の編集体制では到底不可能である。PDF版が公開され、随時編集ミスが修正されていく形でもかなりの進化であり、今後の更新の方針についても策定を見守りたい。

私自身は刊行を機に目録委員会を離れることとなり、今後は客観的にNCR2018の動向を見守ることになる。本務を抱えつつ休日の余暇を削って活動し、図書館界で広く参照される規則を作る責任の重大さとそこにかかる膨大な手間を思い知った。引き続き、将来に向けての改訂や関連規則の研究などに従事される委員の方々に感謝しつつ、一利用者として使いこなしていきたいと思う。

## 注

- 1) 日本図書館協会目録委員会編、日本目録規則2018年版。東京、日本図書館協会、2018、761p.
- 2) 日本図書館協会目録委員会、"日本目録規則2018年版". 日本図書館協会.  
<https://www.jla.or.jp/committees/mokuroku/ncr2018/tabid/787/Default.aspx>, (参照 2019-07-28).